

ユースチャレンジ！コラボプロジェクト（若者版・市民協働事業提案制度）実施要綱
(令和2年3月31日市民局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が若者で構成される団体（以下、「若者団体」という。）から、地域の課題解決やまちの魅力の向上等に資する事業の提案を募集し、協働で取り組むユースチャレンジ！コラボプロジェクト（若者版・市民協働事業提案制度）（以下「本制度」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

2 この要綱において「若者」とは、事業を実施する年度の4月1日における年齢が18歳以上39歳以下の者をいう。

(事業を提案することのできる若者団体)

第2条 本制度において提案することができる若者団体は、次に掲げるすべての事項を満たしていなければならない。

- (1) 市内に活動拠点を有すること又は市内を活動地域としていること
- (2) 3名以上の若者で組織されていること
- (3) 各会員の役割等が明記された会員名簿を備えていること
- (4) 今後の活動計画があること
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- (6) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第28条第1項に規定する事業報告書等が提出されていること（同法2条第2項に規定する特定非営利活動法人に限る。）
- (7) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する団体に限る。）を行い、かつ、仙台市において市税（個人の市民税（当該団体が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各号の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税をいう。）を滞納していないこと
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団もしくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体ではないこと
- (9) その他市長が不適切と認める団体でないこと

2 前項第7号に規定する要件は、若者団体の同意に基づき、市長が第12条第1項第4号に規定する様式により市税の納税状況を調査し、確認するものとする。ただし、若者団体が市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(提案することのできる事業)

第3条 前条第1項の若者団体が本制度に提案することのできる事業(以下「提案事業」という。)は、本市と若者団体の協働で実施することができるものであって、次に掲げるすべての事項を満たすものでなければならない。

- (1) 市内の地域課題の解決や魅力の向上に取り組むもの
- (2) 公益的、社会貢献的な事業であって、新たな成果を生み出すことを目指すもの
- (3) 多様な主体と連携・協働しながら、若者が主体的に取り組むもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは提案事業の対象外とする。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 本市が実施する他の助成制度の補助を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度を受けているもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 法令、条例等に違反するもの
- (6) 政治活動、宗教活動を目的とするもの
- (7) 過年度における採択事業と同一内容と認められるもの
- (8) その他市長が不適切と認める事業

3 事業の提案は、1回の募集にあたり、1つの若者団体(複数の若者団体で構成される場合はその構成団体も含む。)につき1件に限るものとする。

(事業期間)

第4条 前条第1項の提案事業は、第14条の規定により採択事業が決定される年度に開始され、かつ終了するものとする。

(採択事業に係る費用の負担)

第5条 第14条の採択事業について本市が負担する費用(事業に直接必要なものに限る。)は、予算の範囲内において、1事業あたり30万円を限度とする。

- 2 前項に規定する費用は、概算払により交付するものとする。
- 3 採択事業が完了したときは速やかに精算するものとし、残余金が生じた場合は、本市は返還を求めるものとする。
- 4 前項に規定する精算を行った際、当初予定していた総事業費を超過した場合は、本市は、超過分に関し負担しないものとする。

(ユースチャレンジ! コラボプロジェクト採択事業検討会)

第6条 本制度の運営に関する検討並びに提案事業の審査及び評価等を行うため、ユースチャレンジ! コラボプロジェクト採択事業検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

2 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本制度の運営に関する検討を行い、市長に助言すること
- (2) 提案事業を審査し、市長に審査内容を報告し、及び市長が採択すべき事業を推薦すること
- (3) 採択事業の実施状況を評価し、及び市長に評価内容を報告すること

(検討会の構成)

第7条 検討会は委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民活動に関して優れた識見を有する者
- (2) 若者の社会参画に関して優れた識見を有する者
- (3) 市民局市民活躍推進部長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 検討会に委員長を置き、市民局市民活躍推進部長をもって充てる。

4 委員の任期は、1年以内とする。

5 委員は、再任されることができる。

(検討会の開催)

第8条 委員長は、検討会の会議を招集し、その議長となる。

2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

5 委員のうち審査に関し公正な判断をすることができないと認められる者は、当該審査に加わることはできない。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、委員長の職務を代行する。

(検討会の庶務)

第9条 検討会の庶務は、市民局市民活躍推進部市民協働推進課において処理する。

(公募)

第10条 市長は、第12条第1項に掲げる書類（以下「事業提案書等」という。）の提出期限及び第13条の審査に係る日程等を示し、事業提案を公募するものとする。

(事前相談)

第11条 事業の提案をする若者団体は、事業提案書等の提出の前に、市民局市民活躍推進部市民協働推進課と事前相談を行うものとする。

(事業提案書等の提出)

第12条 事業の提案をする若者団体は、指定された期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業提案書（第1号様式）

(2) 事業収支予算書（第2号様式）

(3) 提案する若者団体に関する次の書類

ア 会員名簿（第3号様式）

イ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）

(4) 市税納付状況確認同意書（第4号様式）又は市税の滞納がないことの証明書

(5) 誓約書（第5号様式）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号の市税の滞納がないことの証明書は、事業提案書等の提出日前30日以内に交付を受けたものに限るものとする。

(審査)

第13条 検討会は、前条第1項の規定に基づき提出された事業提案書等に関し、別表に掲げる評価項目に基づく評価及び提案事業に関する担当部署の意見等を踏まえ、総合的に審査する。

2 検討会は、市長に前項の審査内容を報告し、市長が採択すべき事業を推薦する。

(採択事業の決定)

第14条 市長は、検討会からの報告及び推薦に基づき、採択する事業を決定するものとする。

(協定書の締結)

第15条 前条の規定により採択決定された採択事業を提案した若者団体（以下、「事業実施団体」という。）と市長は、事業実施につき必要な事項を協議し、合意に達したときは、当該事業に関する協定書を締結するものとする。

(変更等)

第16条 事業実施団体は、採択事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 事業実施団体は、採択事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の取消)

第17条 市長は、事業実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、採択事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 採択事業が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) 採択事業が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき
- (4) 偽りその他不正な方法により決定を受けたとき
- (5) 協定書に違反したとき

2 市長は、前項の規定による決定の取消に係る内容に関し、既に費用等が支払われている場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(状況報告及び調査)

第18条 市長は、事業実施団体に対し、事業実施状況に関し報告させ、又は調査をすることができる。

(実施報告)

第19条 事業実施団体は、採択事業が完了したときは、事業完了の日から7日を経過した日又は事業を実施する年度の末日までのいずれかの早い日までに、次に掲げる書類(以下「事業実施報告書等」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(第6号様式)
- (2) 事業概要書(第7号様式)
- (3) 事業収支決算書(第8号様式)
- (4) 対象経費支出に関する領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 事業実施団体は、市長が指定する方法にて成果発表を行わなければならない。

(情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合)

第20条 第12条第1項各号に掲げる事業提案書等の提出及び第19条第1項各号に掲げる事業実施報告書等の提出に係る、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法については、仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和4年仙台市条例第41号)第3条から第6条までの規定の適用を受ける手続等の例による。

(委任)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から実施する。

附 則 (令和3年3月25日改正)

この改正は、令和3年3月25日から実施する。

附 則 (令和4年3月24日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年10月12日改正)

この改正は、令和4年10月12日から実施する。

附 則 (令和5年2月24日改正)

この改正は、令和5年2月24日から実施する。

附 則 (令和6年1月31日改正)(施行期日)

1 この改正は、令和6年1月31日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に採択された事業について適用し、施行日前に採択された事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年2月6日改正)

(施行期日)

1 この改正は、令和7年2月7日から実施する。

附 則 (令和8年2月6日改正)

(施行期日)

1 この改正は、令和8年2月9日から実施する。

附 則 (令和8年4月1日改正)

(施行期日)

1 この改正は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第13条関係）

評価項目	審査の観点
ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・若者自らの課題意識・当事者意識によるものか ・地域や社会のニーズをとらえているものか
アイデア・先進性	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の視点・アイデアを生かした独創性や先進性のある取り組み内容となっているか
協働の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が主体的に取り組む内容であるか ・他団体や行政、市民などとの連携が生まれる仕組みになっているか
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に対する効果が期待できる取り組みになっているか
実現性・計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ実現可能な内容であるか ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか
持続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了後も、継続して取り組む姿勢や体制づくりがなされているか